

「放置艇解消のための基本方針（案）」に対する県民意見募集の結果について

1 実施期間

平成 29 年 12 月 15 日～平成 30 年 1 月 15 日

2 意見の件数

- (1) 10 件（2 人，1 団体）
- (2) 案の修正 なし

3 意見の内容及び回答

| | | | |
|----|---|--------------------|-----|
| 区分 | { | A：既に案に盛り込まれているもの | 2 件 |
| | | B：今後意見を踏まえ検討していくもの | 8 件 |

《基本方針の目指すべき姿》

| 番号 | 意見の内容 | 区分 | 意見に対する回答 |
|----|--|----|--|
| ① | 広島湾地域の河川の河口付近に放置艇が残っていて、漁船の支障になっている場所もあるので、一緒に対応してほしい。 | B | 河川の河口付近は、港湾区域と河川区域が重複している区域があり、今後、河川管理者と連携して対応を進めてまいります。 |

《既存ストックを活用した柔軟な対策》

| 番号 | 意見の内容 | 区分 | 意見に対する回答 |
|----|---|----|--|
| ② | 係留可能場所の確保については、漁業者に迷惑を掛けないように実施するべきである。 | A | 漁業活動や周辺環境に支障がない範囲において、港湾・漁港の水域等を活用した係留可能場所の確保等を進めてまいります。 |

《係留を可能とする係留設備》

| 番号 | 意見の内容 | 区分 | 意見に対する回答 |
|----|---------------------------------|----|--|
| ③ | 係船設備として、係船環の他に、係船杭を海中に設置した方がよい。 | B | 船舶の係留に必要な設備については、各港・各地区の現状に応じて、県において順次整備していく予定であり、どの程度の整備を行うかについては、今後、検討してまいります。 |

《許可手法》

| 番号 | 意見の内容 | 区分 | 意見に対する回答 |
|----|--------------------------------|----|--------------------------------------|
| ④ | 係留を許可する者には、損害保険に入らせるようにした方がよい。 | B | 係留を許可する際の損害保険への加入については、今後、検討してまいります。 |

《料金設定》

| 番号 | 意見の内容 | 区分 | 意見に対する回答 |
|----|------------------------------|----|--|
| ⑤ | 係留許可制にしてもよいが、料金をきちんと取るべきである。 | A | 料金については、小型船舶用泊地の指定及び係留許可を平成 34 年度までに段階的に進め、平成 35 年度から一斉に徴収を開始する予定です。 |
| ⑥ | 栈橋を設置させる場合は、その分の料金も徴収すべきである。 | B | 栈橋についても料金の算定基礎とするかどうかについては、今後、検討してまいります。 |

《廃船処理の促進》

| 番号 | 意見の内容 | 区分 | 意見に対する回答 |
|----|---|----|-----------------------------------|
| ⑦ | 廃船時には、リサイクルセンターなどに処理させるよう、プレジャーボート所有者に指導すること。 | B | 廃船時には、売払いや廃棄の処分を適正に行うよう指導してまいります。 |

《県民への意識啓発》

| 番号 | 意見の内容 | 区分 | 意見に対する回答 |
|----|--|----|--|
| ⑧ | セミナーを開催して、広くプレジャーボート所有者に対して意識を強化させるべき。 | B | 基本方針に基づく放置艇対策については、セミナー開催や新聞、テレビ、雑誌等のマスコミとも連携して、十分に周知するよう努めてまいります。 |
| ⑨ | 新聞やテレビの報道機関を活用して、多くの人に認識してもらうべき。 | | |
| ⑩ | プレジャーボート関連月刊誌にも、放置艇対策について記事を発表すべき。 | | |